

平成 22 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 細谷火工株式会社
代表者名 代表取締役社長 島井 武四郎
(J A S D A Q ・ コード 4 2 7 4)
問合せ先
役職・氏名 専務取締役 細谷 譲二
電話 0 4 2 - 5 5 8 - 5 1 1 1

訴訟取下げ決定に関するお知らせ

平成 22 年 7 月 6 日付「訴訟の取下げに関するお知らせ」にて開示いたしました、当社代表取締役と取締役及び元代表取締役を被告とした訴訟の取下げについて、裁判所において取下げ書の受理及び取下げが決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件訴訟が取下げられるに至った経緯

当社が平成 22 年 6 月 8 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示しているとおり、当社元監査役細谷理一が提訴しました、当社代表取締役と取締役及び元代表取締役を被告とする損害賠償請求事件訴訟について、当社監査役会は元監査役細谷理一及び関係者の理に反する虚構の上に成り立った提訴であると判断、元監査役細谷理一が行った提訴の手続きにも、重大な瑕疵があると判断し、平成 22 年 7 月 6 日付「訴訟の取下げに関するお知らせ」で開示したとおり、東京地方裁判所立川支部民事第 2 部 1 A 係に取下げ書を提出し、受付されておりました。

しかし元監査役細谷理一により共同参加の申立てがなされており、裁判所の判断を待っていたところでしたが、平成 22 年 8 月 25 日、東京地裁立川支部民事第 2 部からの連絡を受け、細谷理一からの共同参加申し立ては平成 22 年 8 月 4 日、同裁判所にて却下の判断が下され、当社監査役会が提出した取下げ書は提出の日(7 月 6 日付)をもって受理となり、取下げは決定となりました。

2. 今後の見通し

当社は、今回提起された損害賠償請求事件訴訟について、監査役会の調査報告を受け、元監査役細谷理一の「理に反する虚構の上に成り立った提訴行為」をさらに精査し、細谷理一に対して損害賠償請求の準備を進めていく所存であります。

以上